

議案第 45 号

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例(令和元年橋本市条例第27号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後	改正前
(橋本市民病院の使用料及び手数料)	(橋本市民病院の使用料及び手数料)
第2条 略	第2条 略
2 使用料及び手数料の額は、次のとおりとする。	2 使用料及び手数料の額は、次のとおりとする。
(1)～(7) 略	(1)～(7) 略
(8) 前号以外の選定療養に係る使用料については、別表第5に掲げる額	(8) 前7号以外の診療に係る使用料については、第1号の規定に準じて算定した額に100分の150を乗じた額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額
(9) 前各号以外の診療に係る使用料については、第1号の規定に準じて算定した額に100分の150を乗じた額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額	(9) 手数料については、別表第5に定める額
(10) 手数料については、別表第6に定める額	(10) 略
(11) 略	(訪問看護ステーションの利用料)
(訪問看護ステーションの利用料)	第3条 略
第3条 略	2 利用料の額は、次のとおりとする。
2 利用料の額は、次のとおりとする。	(1) 略
(1) 略	(2) 前号に定める利用料以外の利用料については、別表第7に定める額
(2) 前号に定める利用料以外の利用料については、別表第7に定める額	(病院駐車場の使用料)
(病院駐車場の使用料)	第4条 病院駐車場の使用料は、別表第8に定める額とする。
第4条 病院駐車場の使用料は、別表第8に定める額とする。	別表第5(第2条関係)
別表第5(第2条関係)	初診に関する特別の料金 2,200円
初診に関する特別の料金 2,200円	注 本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
注 本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。	別表第5～別表第7 略
別表第6～別表第8 略	別表第5～別表第7 略

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。